

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月31日
【発行者の名称】	ウェッジ株式会社 (Wedge Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋田 正人
【本店の所在の場所】	京都府京都市南区吉祥院清水町2番地
【電話番号】	075-634-8791 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 水田 晃司
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ウェッジ株式会社 https://www.aaa-wedge.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第27期	第28期	第29期
決算年月		2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	2, 203, 746	2, 352, 999	2, 397, 244
経常利益	(千円)	82, 817	72, 470	80, 185
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	58, 950	53, 248	51, 684
包括利益	(千円)	100, 744	9, 312	59, 325
純資産額	(千円)	513, 405	522, 717	578, 076
総資産額	(千円)	2, 171, 170	2, 167, 358	1, 985, 244
1株当たり純資産額	(円)	1, 249. 16	1, 271. 82	1, 406. 51
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	9. 65 (—)	12. 57 (—)
1株当たり当期純利益	(円)	148. 79	129. 56	125. 75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	23. 6	24. 1	29. 1
自己資本利益率	(%)	13. 5	10. 3	9. 4
株価収益率	(倍)	—	19. 8	20. 4
配当性向	(%)	—	7. 4	10. 0
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△45, 003	△1, 080	97, 166
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△5, 035	△7, 887	△15, 064
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	33, 330	59, 792	△226, 827
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	867, 625	918, 449	773, 723
従業員数	(名)	73	71	69

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 第27期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3 第27期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
4 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分10未満であるため記載を省略しております。
5 第27期の連結財務諸表については株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第28期及び第29期の連結財務諸表については「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、ひかり監査法人の監査を受けております。
6 当社は、2024年5月30日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月11日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行いました。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

2 【沿革】

当社の設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
1997年10月	ウェッジ株式会社を京都市北区に設立（事業開始）
1998年10月	東京支店を東京都杉並区に開設
2002年5月	東京支店を東京都江東区に移転
2002年6月	アプリシエイト有限会社を東京都江東区に設立
2003年9月	大阪支店を大阪市淀川区に開設／名古屋支店を名古屋市千種区に開設
2006年8月	業容拡大を目的として、広域無線事業を行っていたシティネット株式会社、株式会社神戸ベイネットの株式を保有する京都コムケア株式会社の発行済全株式を取得
2006年9月	福岡支店を福岡市博多区に開設
2007年4月	仙台支店を仙台市宮城野区に開設
2008年9月	札幌支店を札幌市東区に開設
2010年1月	シティネット株式会社をウェッジ・イースト株式会社へ社名変更 株式会社神戸ベイネットをウェッジ・ウエスト株式会社へ社名変更
2012年12月	ウェッジ・イースト株式会社、ウェッジ・ウエスト株式会社を吸収合併
2013年3月	東京支店を東京都台東区に移転 アプリシエイト有限会社を東京都台東区に移転
2014年4月	本社を京都市北区から京都市南区へ移転、ロジスティックセンター／京都営業所／大阪支店を本社に集約
2014年8月	広島営業所を広島市東区に開設
2015年2月	京都コムケア株式会社を清算
2016年11月	沖縄営業所を那覇市に開設
2018年10月	オリジナルブランド「Wedge Talkie®」を販売開始
2019年6月	名古屋支店を名古屋市東区に移転
2019年11月	大阪支店を大阪市北区に移転
2022年10月	グループ会社のアプリシエイト有限会社を完全子会社化
2023年1月	東京支店を東京本社とし、京都本社との2本社体制とする
2023年3月	アプリシエイト有限会社を株式会社へ組織変更 アプリシエイト株式会社に対して7,000千円の追加出資を行い、資本金を10,000千円に増額
2024年3月	オリジナルブランド「Wedge Talkie TR」を販売開始
2024年9月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社であるアプリシエイト株式会社の2社で構成され、当社は全国9拠点での無線機の販売・レンタルを行い、連結子会社であるアプリシエイト株式会社はインターネットで無線機の販売、中古無線機の買取と販売を行っております。そのため、当社グループは無線機関連事業を単一の報告セグメントとしており、主たる事業として無線機（「特定小電力トランシーバー」「デジタル簡易無線登録局」「デジタル簡易無線免許局」「IP無線機」「システム・ネットワーク機器」）の販売・設計・開発・保守及び無線機レンタルにて構成されております。業務用無線機は、現代の迅速で効率的なビジネス環境において不可欠な通信手段となっており、その重要性はますます高まっております。

当社グループは、業務用無線機の提供及び関連サービスを通じて、お客様のビジネス環境における効率的なコミュニケーションの支援を行うとともに、緊急地震速報装置・津波警報受信機からの音源を無線機にシームレスに接続し、警報を効果的に周知する革新的なソリューションを提供するなど、お客様のビジネスを強力にサポートしております。主なお客様としましては、警備業界、全国に多店舗展開している小売・サービス業界、カーディーラー業界で多く利用されております。「特定小電力トランシーバー」「デジタル簡易無線登録局」「デジタル簡易無線免許局」「IP無線機」「システム・ネットワーク機器」の販売と「無線機レンタル」の詳細は、以下のとおりです。

1 無線機の販売

無線機の販売には、下記の表のような商品と特徴があります。

無線機メーカーから無線機本体及び付随するアクセサリを仕入れ、主に国内企業向けに販売しております。特に、アイコム株式会社とアライアンス契約を締結して戦略商品を大量仕入れすることにより、お客様に安定した商品提供と価格提案が可能となり、お客様満足度の向上につながっております。

商品名	特徴
特定小電力トランシーバー	①概要：特定小電力トランシーバーは、低価格で免許不要であるため、個人から法人利用まで多岐にわたって利用されており、無線機の中で最も使用されております。 ②商品戦略：アイコム株式会社と共同開発した業界初当社オリジナル商品である「Wedge Talkie®」を戦略商品として拡販 ※1 ③免許の有無：免許不要 ④通信距離：屋内（1フロア～2フロア）、屋外（市街地300m程度、郊外500m程度、見通しが良い場所1km程度） ⑤ターゲット層：飲食業、結婚式場、カーディーラー、スーパーマーケット等

商品名	特徴
デジタル簡易無線登録局	<p>①概要：デジタル簡易無線登録局は、高品質な音声通信やデータ通信が可能な無線機であり、登録申請によって利用可能となります。当社グループの無線機レンタルでも主力商品となっております。</p> <p>②商品戦略：アイコム株式会社と共同開発した業界初当社オリジナル商品である「Wedge Talkie TR」を戦略商品として拡販 ※2</p> <p>③免許の有無：免許不要（登録申請手続きが必要。登録申請書、開設届の提出）</p> <p>④通信距離：屋内（全フロアでの通信）、屋外（市街地1 km程度、郊外2 km程度、見通しが良い場所10km程度）</p> <p>⑤ターゲット層：イベント業、工場、スポーツ大会運営等</p>
デジタル簡易無線免許局	<p>①概要：デジタル簡易無線免許局は、高品質な音声通信やデータ通信が可能な無線機であり、免許申請によって利用可能となるため、混信等が起こりにくく、通信の信頼性と安定性が担保されております。</p> <p>②商品戦略：お客様の免許情報を一括管理してお客様満足度を向上させながら拡販</p> <p>③免許の有無：免許必要（免許申請が必要。無線機1台ずつ申請を行う）</p> <p>④通信距離：屋内（全フロアでの通信）、屋外（市街地1 km程度、郊外2 km程度、見通しが良い場所10km程度）</p> <p>⑤ターゲット層：警備業、建設業等</p>
IP無線機	<p>①概要：IP無線機は、インターネットプロトコル（IP）を利用した無線機であり、従来の無線機とは異なり、モバイルデータネットワーク（4GLTE回線又は3G回線）を通じて音声通信やデータ通信を行うため、回線圏内であれば、地理的な制約を受けずに広範囲での通信が可能となっております。当社グループの無線機レンタルでも主力商品となっております。</p> <p>②商品戦略：広範囲での通信、同時通話、多人数による多重通話を希望されるお客様に対して、使用環境に合わせたIP無線機を選択して拡販</p> <p>③免許の有無：免許不要</p> <p>④通信距離：日本国内の4GLTE回線のエリア内</p> <p>⑤ターゲット層：アミューズメント施設、運送会社、リゾートホテル等</p>
システム・ネットワーク機器	<p>①概要：システム・ネットワーク機器は、IPネットワーク上で音声通信やデータ通信が可能な無線LANトランシーバー、電話とトランシーバーの機能を搭載した無線モバイルIPフォン、監視カメラやセンサーとの融合等、デジタルトランスフォーメーション、5G、IoTにおけるお客様のニーズにあわせたご提案から設計、開発、保守と販売を行っております。</p> <p>②商品戦略：当社の成長戦略商品。主にアイコム株式会社が開発・製造しているシステム・ネットワーク機器を販売。なお、当社内では、EG課にて設計・開発・保守を行い、営業部はEG課と連携しながら、お客様の使用環境やニーズに合わせたソリューション提案に注力して拡販</p> <p>③免許の有無：免許不要</p> <p>④通信距離：日本国内の4GLTE回線のエリア内、無線LAN環境内</p> <p>⑤ターゲット層：介護福祉施設、風力発電所、大手飲食チェーン店等</p>

以下が、当社オリジナル商品「Wedge Talkie®」※1 と「Wedge Talkie TR」※2 となります。



当社オリジナル商品
特定小電力トランシーバー
「Wedge Talkie®」※1



当社オリジナル商品
デジタル簡易無線登録局
「Wedge Talkie TR」※2

2 無線機レンタル

当社グループの無線機レンタルは、主に国際的スポーツ大会、国内大規模スポーツ大会、国際的博覧会、地域の大規模なお祭りや花火大会などのイベントで使用されております。当社は、約16,300台のレンタル無線機を保有しており、豊富な経験から得たノウハウを活用しイベント運営をサポートしております。また、お客様の要望に応じて、事前の通信テストやサポートスタッフの派遣を行うなど、万全な運営体制の構築に努めております。その上で当社は、「必要な時に、必要な数だけ」「いつでも清潔」「すぐ簡単に使える」を強みとした出荷体制を構築しております。なお、当社ホームページでは「無線機レンタルサービス契約約款」を掲載し、お客様の注文時に誤解がないように情報提供しております。

当社グループの事業では、お客様のニーズに応えるために、以下の3点を実施しております。

(1) Anywhere「どこでも：サービスが受けられる安心感」

当社は、全国9拠点で事業展開しており、地域密着にてどこでも安心して高品質なサービス、アフターフォローの提供が可能な体制を構築しております。

※拠点詳細：京都本社（京都営業所、保守サービスセンター、物流センター）、東京本社、札幌支店、仙台支店、名古屋支店、大阪支店、広島営業所、福岡支店、沖縄営業所



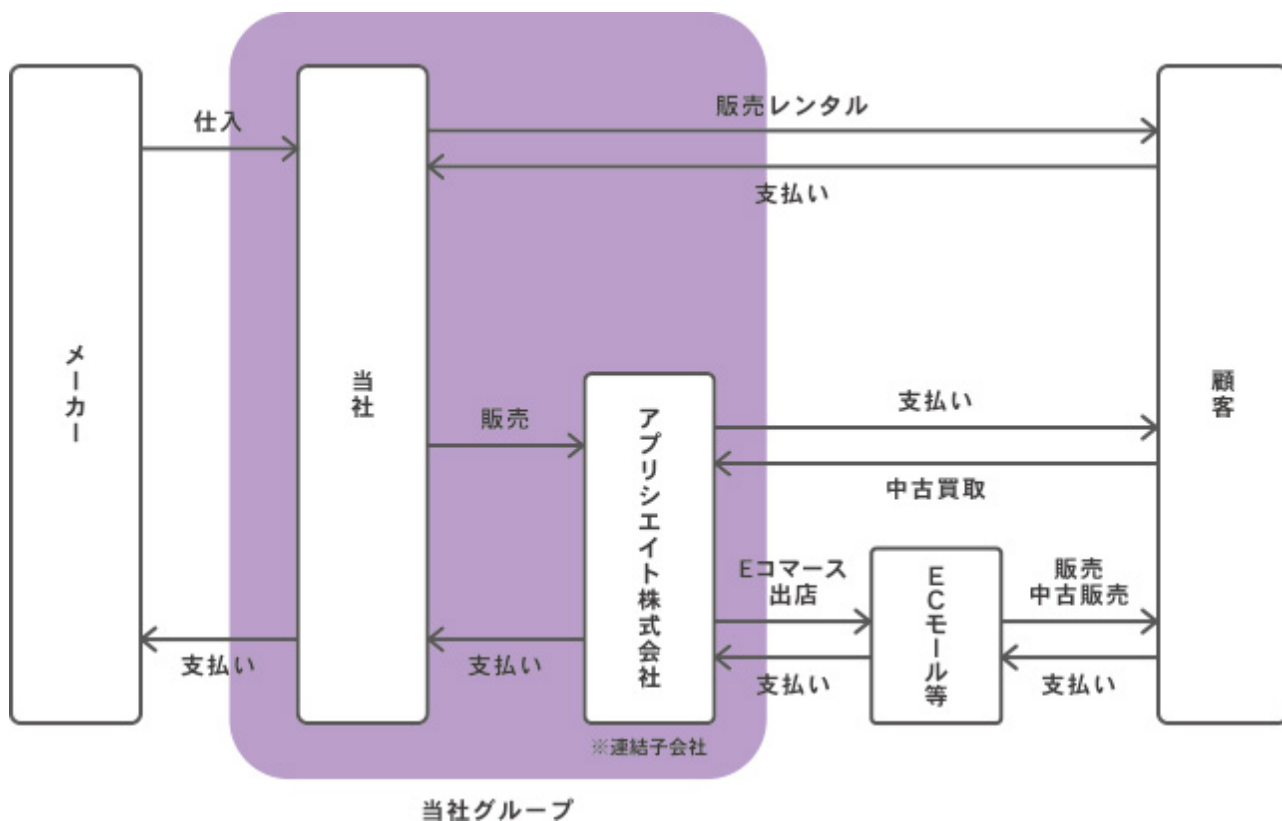
(2) Anytime 「いつでも：繋がる安定感」

フリーダイヤル、メール、ホームページ上の「お問合せ」にて幅広く受付できる体制を構築し、お客様のご都合に合わせてスピーディーな対応を行っております。

(3) Anyone : 「だれでも：幅広くご利用できる便利な活用法の提供」

豊富な提案実績より、どの業界でもニーズに合わせた情報を提供することが可能であり、特に導入後の運用サポートとして、お客様がより良い効果が得られるよう「導入効果を上げる運用マニュアル」や「故障を防ぐための注意事項」の作成などの支援を行っております。

当社グループの事業の系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) アプリシエイト 株式会社 (注) 1, 3	東京都台東区東上 野 5-13-6	10,000	Eコマース販 売/R&D	100.0%	当社商品の仕入及び販売 役員の兼任

(注) 1 特定子会社であります。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3 アプリシエイト株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

①売上高 598,972千円

②経常損失 1,203千円

③当期純損失 2,069千円

④純資産額 162,261千円

⑤総資産額 298,776千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

区分	従業員数(名)
無線機関連事業	69
合計	69

(注) 1 当社グループは、無線機関連事業を単一の報告セグメントとしているため、セグメント別の記載を省略しております。

2 従業員数は、就業人員であります。

3 臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
69	40.0	7.8	4,411

(注) 1 当社グループは、無線機関連事業を単一の報告セグメントとしているため、セグメント別の記載を省略しております。

2 臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含み、通勤手当等を除いております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や賃金上昇を背景に、個人消費が底堅く推移するなど、内需を中心として緩やかな回復基調で推移しました。

一方で、海外経済の減速や為替相場の変動、物価上昇圧力に加え、原材料・エネルギー価格の高止まりや世界的な地政学的リスクの影響により、企業活動を取り巻く先行きには不透明感が残る状況が続きました。

このような経済環境のもと、当社グループにおいては、大型イベント需要の高まりを背景に、無線機レンタル売上高が年間を通じて堅調に推移しました。また、レンタル会社向けのIP無線機およびデジタル簡易無線登録局の販売についても、市場ニーズを捉えた提案を進めた結果、順調に拡大いたしました。

一方、世界的なサプライチェーンの変動や国内外メーカーにおける仕入価格の上昇が継続したことにより、仕入原価が増加しました。これに対し、販売価格への転嫁を進めたものの、十分な吸収には至らず、売上総利益率は前年同期比で小幅に低下しました。

また、販売費及び一般管理費につきましては、レンタル事業の拡大に伴い、業務委託費を中心とした外部コストが増加したことから、前年同期比で増加いたしました。業務委託先の見直しなどを通じて、今後の事業規模拡大を見据えた費用構造の最適化を継続的に進めております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,397,244千円（前年同期比1.9%増）、営業利益は85,160千円（同8.7%増）、経常利益は80,185千円（同10.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は51,684千円（同2.9%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は773,723千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は97,166千円（前年同期は1,080千円の使用）となりました。これは主に、仕入債務の減少18,687千円、法人税等の支払額26,269千円による資金の減少があったものの、税金等調整前当期純利益の計上81,137千円、減価償却費の計上11,628千円、売上債権の減少25,372千円、棚卸資産の減少41,612千円による資金の増加があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は15,064千円（前年同期は7,887千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得により11,098千円、無形固定資産の取得により7,066千円の支出があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は226,827千円（前年同期は59,792千円の獲得）となりました。これは、長期借入れにより150,000千円の収入があったものの、短期借入金の純減額90,000千円、社債の償還及び長期借入金の返済により281,292千円の支出があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、無線機関連事業を単一の報告セグメントとしているため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 仕入実績

区分	仕入高(千円)	前年同期比(%)
無線機関連事業	1,374,194	101.6
合計	1,374,194	101.6

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

区分	販売高(千円)	前年同期比(%)
商品の販売	2,031,015	99.7
無線機レンタル	328,888	120.3
修理・保守サービス	37,340	87.9
合計	2,397,244	101.9

(注) 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、「無線技術と革新的なソリューションで、世界中の人々と社会を繋ぎ、未来を創るコミュニケーションビルダーになる」ことを長期ビジョンに掲げております。当該ビジョンの実現に向けては、従来型の無線機販売に依存しない収益基盤の確立と、環境変化に耐え得る経営体制の構築が重要な経営課題であると認識しております。中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社グループは下記の課題に対する諸施策を講じることで事業の強化を図ってまいります。

(1) 技術革新への対応と営業体制の強化

情報通信の急速な進化により通信速度や容量が大幅に向上・増大し、お客様のニーズも多様化しております。このような市場環境の変化に対応するため、従来の「モノ売り」中心の販売モデルから、付加価値の高いソリューション提案型ビジネスへの転換を推進することが重要な課題であります。

具体的には、緊急地震速報装置・津波警報受信機からの音源を無線機にシームレスに接続するソリューション、IPネットワーク上で音声通信やデータ通信が可能な無線LANトランシーバー、電話とトランシーバー機能を統合した無線モバイルIPフォン、監視カメラや各種センサーとの融合提案等、デジタルトランスフォーメーション、5G、IoT分野におけるお客様の課題解決に向けた設計・開発・保守を含む総合提案を行っております。

また、営業生産性の向上及び提案力強化を目的として業務推進室を設置し、営業プロセスの標準化と可視化を進めるとともに、成長戦略推進室を中心として全社横断的なソリューション開発体制を構築しております。これにより、ソリューション比率の向上及び高付加価値案件の拡大を図ってまいります。

(2) 競争力のある価格水準で安定した商品の提供

当社グループでは、為替変動、地政学的リスクの高まり、エネルギー価格上昇、物流コスト増加など、外部環境の不確実性が継続する中においても安定供給体制を維持するため、メーカーとの関係強化、大量ロット仕入および戦略的在庫の確保を実施しております。これらの取り組みにより、仕入価格変動の平準化と機会損失の最小化を図るとともに、在庫回転率及び収益性のバランスを意識した調達管理を推進しております。

今後も、為替動向や物価上昇傾向などの外部環境変化を注視しつつ、安定調達と収益性確保の両立を図る体制を継続してまいります。

(3) 人材の確保及び育成

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、人的資本の強化が不可欠であると認識しております。特に、ソリューション提案力の向上、技術革新への対応、内部統制及びコンプライアンス体制の高度化を担う人材の確保・育成が重要な経営課題であります。

そのため、採用プロセスの高度化、体系的な研修制度の整備、評価制度及び報酬制度の見直し、エンゲージメント向上施策の推進等を通じて、組織力の底上げを図っております。

また、人的資本に関する指標の可視化及び取締役会によるモニタリングを行い、人的資本経営を中長期的な成長戦略の柱として推進してまいります。

(4) 適切なコーポレート・ガバナンス体制の強化

当社グループは、持続的成長及び企業価値向上の前提として、健全で透明性の高い経営体制の確立が不可欠であると認識しております。そのため、内部管理体制の高度化、リスク管理体制の強化、内部監査機能の充実を継続的に推進するとともに、経営監督機能のさらなる強化を目的として社外取締役の選任を含むガバナンス体制の

充実を図ってまいります。

株主、お客様、取引先、従業員等の全てのステークホルダーから信頼される経営基盤の構築に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項は、次のとおりであります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、現時点で想定し得る主要なリスクを記載しておりますが、これらに限定されるものではなく、将来において発生する可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 市場環境に関するリスク

無線機は社会における様々なシーンで利用されております。当社グループでは特定地域や特定業種や特定のお客様に依存することがないよう、全国に拠点展開し、多様な業種・お客様に向けた提案活動を実施しておりますが、国内外の経済情勢や景気動向、それに伴う設備投資意欲の減退等の理由により、市場の成長が鈍化する可能性があります。また、人口動態の変化、産業構造の変化、通信技術の進展による需要構造の変化等により、当社グループの想定する市場規模や成長性が変動する可能性があります。その場合には当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。その場合には当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 価格競争に関するリスク

従来の無線機市場の成熟化等により、競合他社との間において価格競争が激化する可能性があります。当社グループでは従来商品に依存しない新しい通信技術を利用した無線機の販売やサービスの拡大に注力しておりますが、今後、従来商品のコモディティー化の進行や競合他社による低価格戦略等によって急激な価格下落が起こった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 商品等の調達及び仕入価格の変動に関するリスク

当社グループは無線機や附属品を各メーカーから仕入調達しておりますが、国際情勢の変化、地政学的リスクの高まり、物流網の混乱、原材料価格の上昇等によりメーカーからの供給が不安定となる可能性があります。また、メーカーは海外で部品を調達し、製造を行っている場合もあるため、為替市場における急激な円安の進行による仕入価格の高騰の可能性があります。当社グループは大量ロットの仕入れと在庫保有を実施し、機会損失や仕入価格上昇の低減に努めておりますが、在庫の長期滞留や商品陳腐化に伴う評価損の発生、想定を超える需給変動、販売価格への適時転嫁が困難となった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 特定の仕入先への依存に関するリスク

当社グループはあらゆるジャンルの無線通信機器を手掛ける総合無線機メーカーで、数々の業界初・世界初の技術と製品を生み出しているアイコム株式会社と当社グループのオリジナル商品である「Wedge Talkie®」「Wedge Talkie TR」を共同開発し、戦略商品として位置づけ、拡販に努めております。これらオリジナル商品は顧客の認知も高くなってきており、在庫切れが顧客に与える影響も大きいいため、常に多めの在庫を確保しておく必要があります。したがって、アイコム株式会社への仕入依存度が当社仕入高の6割超と高くなっております。同社は当社の株式を保有し資本関係があり取引関係も良好ではありますが、当該取引先の経営施策や取引方針の変更等により必要量の無線機を確保できない場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

また、当該仕入先において製品戦略の変更、生産拠点の被災、供給停止等が生じた場合には、代替調達先の確保や商品ラインナップの見直しに一定の期間を要する可能性があり、その間の販売機会の逸失や売上減少が生じる可能性があります。

(5) 人材確保及び育成に関するリスク

当社グループの事業遂行においては、より有能な人材を確保・育成・定着させることが重要な戦略の一つであると考えており、積極的に採用活動を実施しております。しかしながら、内部における人材育成・教育及び外部からの人材採用が想定どおりに進まないこと等による人的リソースの不足がある場合、当社グループの利益計画の進捗に影響を与え、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(6) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、お客様と秘密保持契約を締結した上で事業活動における重要情報や技術情報を保有しており、当該情報の盗難・紛失等を通じた情報漏洩を防ぐため情報セキュリティ管理規程を定め、セキュリティ対策を実施しております。しかしながら、想定外の事由により、これらの情報の漏洩が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(7) 情報システムに関するリスク

当社グループは、会計、販売管理等コンピュータによる業務処理を実施しており、地震・火災等の災害によるハードウェアやネットワークの損傷、外部からのコンピュータウイルス攻撃におけるシステムトラブルやデータ破壊、情報の盗難、漏洩等が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(8) 代表者への依存に関するリスク

当社の代表取締役社長である秋田正人は、当社の最高経営責任者として、永年にわたり事業上の重要な役割を担っております。こうした状況を踏まえ、同氏に過度に依存することがない経営体制の整備と強化を進めております。しかしながら、現状において、何らかの理由により同氏が業務を遂行することが困難になった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

当社は権限分散や組織体制の強化に取り組んでおりますが、経営判断、主要取引先との関係構築、事業戦略立案等の一部において同氏の経験や人的ネットワークに依存している側面があり、短期的には経営執行体制に影響が生じる可能性があります。

(9) 大規模感染症その他外部環境変動に関するリスク

新たな大規模感染症の発生や公衆衛生上の重大事象、地政学的リスクの高まり等により、世界的な経済活動の停滞やサプライチェーンの分断が発生した場合、当社グループの販売活動や商品調達に影響を及ぼし、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

当社グループは、主要メーカーとのアライアンス強化、戦略的な大量ロット仕入及び適正水準での在庫保有を通じて、供給制約や価格変動リスクの平準化を図っております。今後も外部環境の変化を注視し、安定供給体制と収益性の確保を両立できるよう柔軟に対応してまいります。

(10) 自然災害リスクに関するリスク

予測不可能かつ突発的で大規模な地震・台風等の自然災害、事故、戦争等により、当社グループの事業所及び従業員の自宅を始めとして社会インフラが壊滅的な損害を被る可能性があります。このような自然災害に備え、本社機能の分散、在庫保管の分散、従業員安否確認の連絡フロー整備、データのクラウド上での保存、食料の備蓄等の準備及び注意喚起、各種保険への加入を行っておりますが、想定を著しく超える損害の場合は、当社グループの事業活動が制限され、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(11) 法的規制に関するリスク

当社グループが販売、レンタルを行っております無線機は、電波の公平かつ能率的な利用を確保して、公共の福祉を増進することを目的とした「電波法」により無線局の免許制・登録制や運用規制、無線設備・無線従事者に関する規制等が設けられております。当社グループは事業活動を行うにあたって、電波法に限らず法令遵守は最優先事項であるとの認識のもとコンプライアンス体制の整備、販売管理体制の構築、全従業員に対する教育・周知の徹底、また、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めております。しかしながら、これらの法令に違反する行為がなされた場合及び法令の改正や新たな法令が当社グループの事業に適用され、その制約を受けることとなった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(12) 訴訟等に関するリスク

当社グループは、これまでに訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、将来何らかの事由の発生により、訴訟等による請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、これらの訴訟等の内容によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(13) コンプライアンスに関するリスク

当社グループの事業活動を行う上でコンプライアンス違反(ハラスメント・雇用関連・人権等)が発生した場合、社会的信頼を失墜し、事業に悪影響を及ぼすリスクがあります。

当社グループでは人事関連規程(就業規定・ハラスメントの防止に関する規程等)に基づきルール順守の体制構築と、取締役・従業員が高い倫理観を持って行動するよう、eラーニングによる教育及び指導徹底を図ることでリスク防止に努めております。しかしながら、これらの法令に関して、重大なコンプライアンス上の問題が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

また、内部通報制度の整備及び外部専門家との連携体制を構築し、不正行為の早期発見・是正に努めておりますが、重大な法令違反や不祥事が発生した場合には、社会的信用の低下やブランド価値の毀損につながり、当社グループの事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(14) 公的な規制対応(環境・労働衛生)に関するリスク

当社グループの事業活動を行う中で各種環境・労働衛生関連法違反が発生した場合、行政処分等による販売への影響や課徴金負担、刑事罰の発生、社会信用の失墜や企業イメージの毀損により、当社グループの業績に影響を及ぼすこととなります。これらについては、社内教育にて徹底を図り、法令を順守することで事業活動が円滑、継続できるものと考えております。しかしながら、人為的な不祥事等を完全に排除することはできず、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(15) 技術革新への対応に関するリスク

通信技術は急速に進展しており、IP化、クラウド化、モバイル通信との融合等、新たな技術が普及する可能性があります。当社グループがこれら技術変化に適切に対応できない場合、製品競争力の低下や市場シェアの減少が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(16) 新規事業投資に関するリスク

当社グループは成長戦略の一環として新規事業や新たな販売チャネルへの投資を行う場合がありますが、市場環境の変化や競争状況により、当初想定した成果を上げられない可能性があります。また、これらの取り組みに伴う初期投資負担の増加により、短期的に収益が変動する可能性があります。投資回収が遅延又は困難となった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(17) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止に繋がる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指

導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（当社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、当社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥る恐れがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥る恐れがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次のイ又はロに定める場合に従い、当該イ又はロに定める事項に該当すること。

イ 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

ロ 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次のイ及びロに掲げる事項が記載されていること。

イ TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

ロ 前aのイに規定する見込みがある旨及びその理由又は同ロに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次のイ又はロに該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

イ TOKYO PRO Market の上場株券等

ロ 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割

による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること
が確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨

の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約に繋がる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当連結会計年度末の資産合計は1,985,244千円（前期末比182,114千円減）となりました。

これは主に、投資有価証券が12,087千円増加したものの、現金及び預金が144,725千円、売掛金が27,535千円、商品が41,411千円減少したことによるものです。

(負債の部)

当連結会計年度末の負債合計は1,407,167千円（前期末比237,473千円減）となりました。

これは主に、買掛金が18,687千円、社債が償還により50,000千円、長期借入金が返済超過により81,292千円、短期借入金が90,000千円減少したことによるものです。

(純資産の部)

当連結会計年度末の純資産合計は578,076千円（前期末比55,359千円増）となりました。

これは主に、その他有価証券評価差額金が保有株式の時価上昇により7,640千円、親会社株主に帰属する当期純利益を51,684千円計上したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】(1) 業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4 【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資（有形固定資産及び無形固定資産への投資）の総額は17,032千円であり、重要な投資はありません。また、重要な設備の除却又は売却はありません。

なお、当社グループは無線機関連事業を単一の報告セグメントとしているためセグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	車両 運搬具	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア	その他	合計	
京都本社 (京都市南区)	本社（管理・ 物流・保守）	4,094	4,445	246 (5)	8,652	6,349	23,787	29
笠取倉庫 (京都府宇治市)	倉庫	0	—	7,143 (873)	—	—	7,143	—

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、ソフトウェア仮勘定の合計であります。

3 連結会社以外から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料等 (千円)
京都本社 (京都市南区)	事務所	10,560
東京本社 (東京都台東区)	事務所	11,088

4 従業員数は、就業人員であります。

5 臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,644,000	1,233,000	411,000	411,000	東京証券取引所 TOKYO PRO MARKET 市場	権利の内容に何らの制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,644,000	1,233,000	411,000	411,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年7月11日	410,315	411,000	—	50,000	—	3,714

(注) 2024年5月30日開催の取締役会の決議に基づき、2024年7月11日付で普通株式1株を600株に分割しております。

(6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	2	3	—
所有株式数(単元)	—	—	—	301	—	—	3,809	4,110	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	7.32	—	—	92.68	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
秋田 正人	京都府京都市北区	356,900	86.84
アイコム株式会社	大阪府大阪市平野区加美南一丁目1番32号	30,100	7.32
秋田 里加	京都府京都市北区	24,000	5.84
計	—	411,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 411,000	4,110	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	411,000	—	—
総株主の議決権	—	4,110	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株価の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけておりますが、将来の成長に向けた投資を優先しつつ、中長期的な企業価値の向上を通じて、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株あたり12.57円（うち中間配当金0円）としております。内部留保資金の用途につきましては、将来の成長である成長戦略の推進、研究開発の強化、人的資本への投資、財務基盤の強化に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財務状況、経営成績、今後の事業計画と成長戦略とを勘案し、配当性向の段階的な引き上げを検討する所存であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2026年3月26日 定時株主総会決議	5	12.57

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第27期	第28期	第29期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高(円)	—	2,566	—
最低(円)	—	2,566	—

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

2 当社株式は、2024年9月24日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

3 第29期については売買実績がありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。
- 2 2025年7月から2025年12月については、売買実績がありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 5 名 女性 一 名 (役員 の うち 女性 の 比率 一 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	秋田 正人	1960年 10月31日	1983年4月 株式会社国友銃砲火薬店 入社 1989年7月 ビデオシステム株式会社 入社 1997年10月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 2002年6月 アプリシエイト有限会社(現 アプリエイト株式会社)設立 代表取締役社長就任(現任)	(注) 1	(注) 3	356,900
取締役	営業部長	清水 亮	1972年 10月2日	1996年4月 株式会社パソナ 入社 2002年1月 有限会社アジュダール 入社 2003年6月 株式会社クルーズ 入社 2005年5月 当社入社 2015年6月 当社取締役就任 2018年1月 当社常務取締役就任 2025年9月 当社取締役就任(現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	管理部長	水田 晃司	1975年 10月9日	1994年4月 税理士法人さくら総合会計事務所 入社 2006年7月 株式会社アクアライズ 代表取締役就任 2011年11月 株式会社BRISPAD 代表取締役就任 2015年10月 株式会社W-ENDLESS 最高技術責任者就任 2017年12月 同社常務取締役兼経営戦略本部長就任 2019年6月 同社専務取締役兼最高財務責任者就任 2025年4月 当社取締役就任(現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	—	梶田 貴俊	1972年 1月22日	1995年4月 株式会社ヘラルド・コーポレーション 入社 1998年8月 株式会社エイチ・ツー・オー カンパニー 入社 1999年11月 ユナイテッド・シネマ株式会社 入社 2002年4月 株式会社ドトール・コーヒー 入社 2003年12月 当社入社 2010年2月 分社化に伴いウェッジ・ウエスト株式会社へ転籍 2010年2月 同社代表取締役就任 2010年2月 ウェッジ・イースト株式会社 取締役就任 2012年12月 株式会社ジェイック 入社 2023年4月 サンライトコンサルティング 開業(現任) 2026年4月 当社社外取締役就任(現任)	(注) 1	—	—
監査役	—	奥村 佳則	1950年 9月10日	1974年4月 株式会社大阪銀行 入行 2004年6月 アルインコ株式会社入社 2014年9月 八重洲無線株式会社 取締役営業部長就任 2019年1月 当社入社 2022年3月 当社監査役就任(現任)	(注) 2	(注) 3	—

(注) 1 取締役の任期は、2026年3月26日開催の定時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

2 監査役の任期は、2024年6月18日開催の臨時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 2025年12月期における役員報酬の総額は、65,103千円であります。

4 取締役 梶田 貴俊は、社外取締役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは「全社員の物心両面の幸福を追求し、社会に貢献する」をミッションとしており、「無線技術と革新的なソリューションで、世界中の人々と社会を繋ぎ、未来を創るコミュニケーションビルダーになる」をビジョンとして掲げ、その実現のため日々業務に取り組んでおります。

当社グループは、株主、取引先、従業員等、全てのステークホルダーの皆様のために、また企業としての社会的責任を果たすため、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営の重要課題と位置づけております。その実現のため、経営の透明性・客観性・説明責任の確保を重視し、迅速かつ適切な意思決定体制の整備並びに業務執行に対する監督機能の充実を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

② コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役を設置するとともに、日常的な業務執行を監視する役割として内部監査担当者を配置しております。

重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会（代表取締役社長 秋田正人を議長とし、取締役4名で構成）と、取締役から独立した監査役により、子会社を含めた当社グループの経営に対する牽制・監督機能を図る体制を構築しております。監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席し、業務執行から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスの適法性及び妥当性の検証を行い、取締役の職務執行状況を監視しております。

また、経営監督機能のさらなる強化及び客観性の向上を目的として、社外取締役の選任を含むガバナンス体制の高度化を進めており、独立した第三者の視点を経営意思決定に反映させる体制の構築に取り組んでおります。

内部監査につきましては、複数名で構成する内部監査担当者が、子会社を含めた業務執行各部門に対して計画的に業務監査を実施しています。内部監査担当者は、業務フロー及び業務記述書に基づく調査を定期的に行い、統制環境やリスクの評価、IT統制への対応状況等のモニタリング及び改善提案を行っております。

③ 会社の機関の内容

1) 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の会社運営上の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。また、監査役1名が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する牽制機能を果たしております。

2) 監査役

当社は、監査役1名を選任しております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行状況を監査しております。監査役は当事業年度に開催された定時取締役会、臨時取締役会の全てに出席し、取締役の職務執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。また、監査法人、内部監査担当者と定期的に行う三様監査をはじめ、適宜、情報収集や意見交換を行っております。

3) 内部監査

当社グループの内部監査は、社長室を主管部署として、各部門の業務監査をしております。内部監査を管掌する取締役への牽制の観点から、社長室に対する内部監査は、管理部の担当者が実施し、クロス監査として、相互に牽制する体制としております。

子会社を含めた業務執行各部門の監査結果及び改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役

社長及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しながら、フォローアップをしております。前述のとおり、内部監査担当者は、監査法人、監査役と定期的に打合せを行い、監査に必要な情報について共有しております。

4) 会計監査

当社は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。

2025年12月期において監査を執行した公認会計士は小寺雄二氏、岩永憲秀氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士2名、その他2名であります。なお、当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

④ 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、業務分掌規程、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織及び特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、牽制機能が適切に働くよう努めております。

1) 取締役及び業務執行各部門の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、取締役、業務執行各部門の全ての従業員に対して、当社グループのミッションとビジョンの理解と浸透を図り、「まず法」という合言葉のもと、法令遵守を徹底させるとともに、高い倫理観と社会的責任を果たす企業風土の改善を重ね、創り続けることを主導しております。

2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報について、社内規程に基づき文書又は電磁的媒体にて適切に記録・保存・管理する体制を整備しております。また、取締役の職務執行に係る文書・情報は、監査役の求めに応じてすぐに関覧可能な体制を整えて、監査役の監査を適時に受けております。

3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、さらには職務権限一覧表で、取締役と業務執行各部門の権限を明確に定め、取締役会では職務執行状況、経営会議では業務執行状況が定期的に報告される体制を整備しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制については、管理部をリスク管理の主管部署として、情報の一元化を行っております。また、当社グループは経営及び日常の業務に関して、必要に応じて監査法人、弁護士、税理士、社会保険労務士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするための助言・指導を受ける体制をとっております。リスク・コンプライアンス管理規程に基づき、管理体制の強化及び維持を図るとともに、リスク管理のための個別課題について報告、協議し、決定しております。

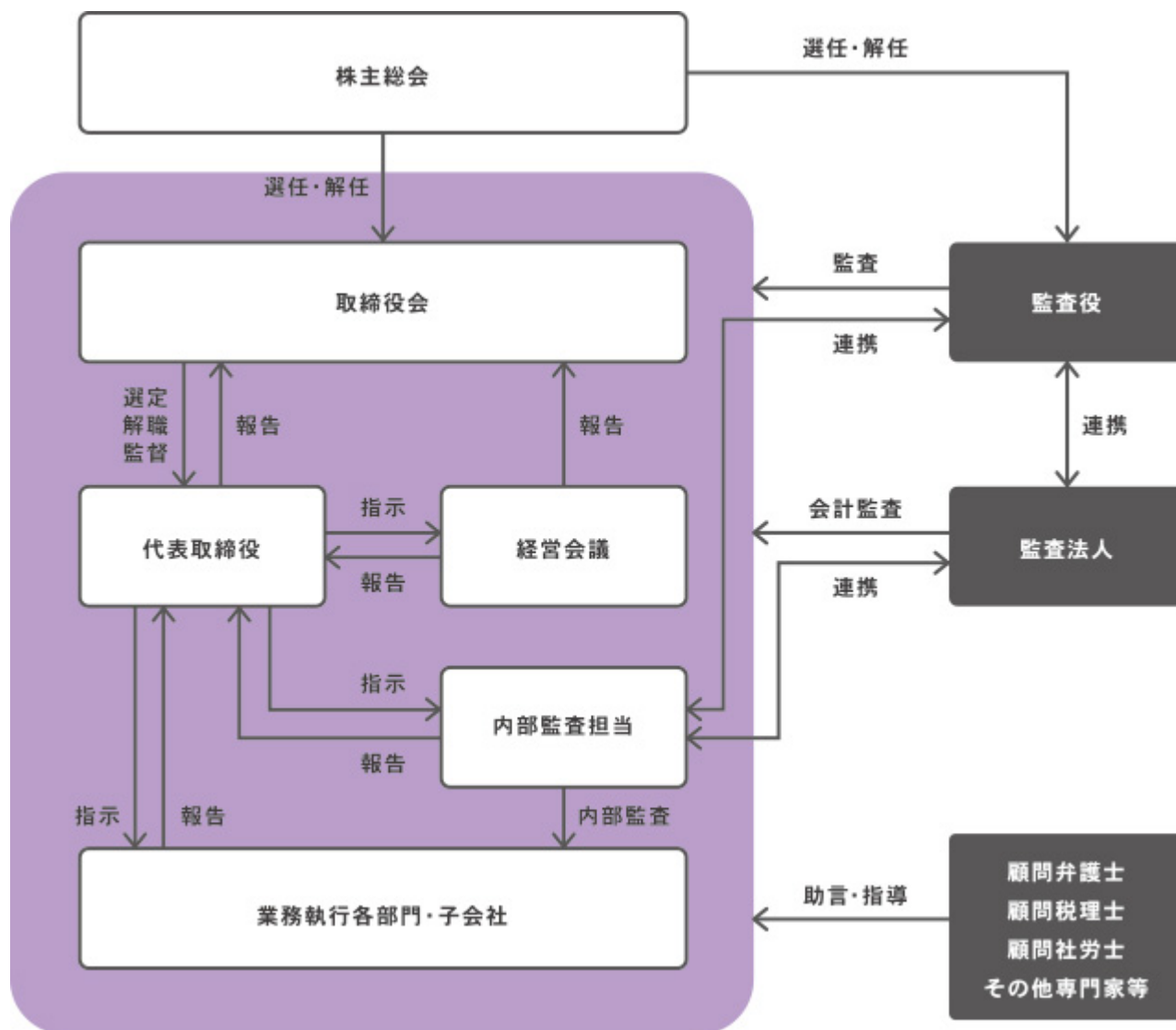
⑥ 取締役の指名及び報酬決定に関する方針

当社は、取締役候補者の選任にあたり、人格・識見・経営経験等を総合的に勘案し、取締役会にて審議の上、株主総会に付議しております。取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、会社業績、職責等を総合的に勘案し決定しております。

⑦ 関連当事者取引の管理体制

関連当事者取引については、関連当事者等管理規程に基づき、取締役会の承認を要する事項としており、取引条件の妥当性を慎重に検討する体制としております。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



⑧ 役員報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	62,703	62,703	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	2,400	2,400	—	—	1
社外役員	—	—	—	—	—
計	65,103	65,103	—	—	5

(注) 1 当社の当事業年度末現在の役員数は、取締役3名、監査役1名であります。取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額及び対象となる役員の員数には、2025年8月4日をもって辞任した取締役1名が含まれております。

ロ 役員の報酬額又はその算定方法の決定に関する方針

株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役、監査役の報酬を決定しております。取締役の報酬総額は、2024年6月18日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議しております。また、監査役の報酬総額は、2024年6月18日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。

⑦ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑪ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑬ 監査役との責任限定契約

当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	10,000	—
連結子会社	—	—
計	10,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の事業規模等を勘案して決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表について、ひかり監査法人による監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	918,449	773,723
受取手形	※1、3 3,654	※1、3 260
売掛金	※1 240,667	※1 213,132
電子記録債権	※1、3 785	※1、3 6,343
商品	699,260	657,848
貯蔵品	2,181	1,980
その他	13,897	32,007
貸倒引当金	△439	△65
流動資産合計	1,878,457	1,685,230
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	4,058	4,595
車両運搬具（純額）	7,127	4,445
土地	7,389	7,389
その他（純額）	2,533	2,988
有形固定資産合計	※2 21,108	※2 19,418
無形固定資産	7,390	13,005
投資その他の資産		
投資有価証券	217,961	230,048
繰延税金資産	12,085	9,766
その他	38,311	30,489
貸倒引当金	△7,956	△2,715
投資その他の資産合計	260,402	267,589
固定資産合計	288,901	300,013
資産合計	2,167,358	1,985,244

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	118,750	100,062
短期借入金	300,000	210,000
1年内償還予定の社債	50,000	150,000
1年内返済予定の長期借入金	217,332	245,692
未払法人税等	13,566	18,062
契約負債	3,731	3,152
その他	106,247	97,394
流動負債合計	809,628	824,364
固定負債		
社債	150,000	—
長期借入金	635,659	526,007
退職給付に係る負債	48,055	54,430
繰延税金負債	1,298	2,365
固定負債合計	835,013	582,802
負債合計	1,644,641	1,407,167
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	56,127	56,127
利益剰余金	400,292	448,010
株主資本合計	506,420	554,138
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16,297	23,938
その他の包括利益累計額合計	16,297	23,938
純資産合計	522,717	578,076
負債純資産合計	2,167,358	1,985,244

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1 2,352,999	※1 2,397,244
売上原価	※2 1,369,833	※2 1,397,909
売上総利益	983,166	999,334
販売費及び一般管理費	※3 904,828	※3 914,174
営業利益	78,337	85,160
営業外収益		
受取利息	64	1,170
受取配当金	7,669	6,563
その他	1,658	725
営業外収益合計	9,392	8,458
営業外費用		
支払利息	9,732	11,230
貸倒引当金繰入額	5,439	17
融資関連手数料	—	1,569
その他	87	616
営業外費用合計	15,259	13,433
経常利益	72,470	80,185
特別利益		
固定資産売却益	※4 7,265	※4 952
特別利益合計	7,265	952
税金等調整前当期純利益	79,736	81,137
法人税、住民税及び事業税	27,792	30,513
法人税等調整額	△1,303	△1,060
法人税等合計	26,488	29,453
当期純利益	53,248	51,684
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	53,248	51,684

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	53,248	51,684
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△43,936	7,640
その他の包括利益合計	※ △43,936	※ 7,640
包括利益	9,312	59,325
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,312	59,325
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	50,000	56,127	347,043	453,171
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			53,248	53,248
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	53,248	53,248
当期末残高	50,000	56,127	400,292	506,420

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	60,233	60,233	513,405
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益		—	53,248
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△43,936	△43,936	△43,936
当期変動額合計	△43,936	△43,936	9,312
当期末残高	16,297	16,297	522,717

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	50,000	56,127	400,292	506,420
当期変動額				
剰余金の配当			△3,966	△3,966
親会社株主に帰属する 当期純利益			51,684	51,684
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—
当期変動額合計	—	—	47,718	47,718
当期末残高	50,000	56,127	448,010	554,138

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	16,297	16,297	522,717
当期変動額			
剰余金の配当			△3,966
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	51,684
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,640	7,640	7,640
当期変動額合計	7,640	7,640	55,359
当期末残高	23,938	23,938	578,076

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	79,736	81,137
減価償却費	9,078	11,628
貸倒引当金の増減額(△は減少)	5,661	△5,614
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	3,084	6,374
受取利息及び受取配当金	△7,733	△7,733
支払利息	9,732	11,230
融資関連手数料	—	1,569
固定資産売却損益(△は益)	△7,265	△952
売上債権の増減額(△は増加)	△22,442	25,372
棚卸資産の増減額(△は増加)	16,893	41,612
仕入債務の増減額(△は減少)	△89,541	△18,687
その他	33,014	△20,226
小計	30,217	125,711
利息及び配当金の受取額	7,733	7,733
利息の支払額	△7,506	△10,009
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△31,525	△26,269
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,080	97,166
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△43,453	△11,098
有形固定資産の売却による収入	37,087	1,950
無形固定資産の取得による支出	△2,655	△7,066
その他	1,133	1,149
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,887	△15,064
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	—	△90,000
長期借入れによる収入	460,000	150,000
長期借入金の返済による支出	△391,208	△231,292
社債の償還による支出	△9,000	△50,000
配当金の支払額	—	△3,966
その他	—	△1,569
財務活動によるキャッシュ・フロー	59,792	△226,827
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	50,823	△144,725
現金及び現金同等物の期首残高	867,625	918,449
現金及び現金同等物の期末残高	※ 918,449	※ 773,723

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社名 アプリシエイト株式会社

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品、貯蔵品（修理部品）

月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～39年

車両運搬具 2～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（見込利用可能期間）

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

①商品の販売

無線機及びその附属品の販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡した時点で充足されるため、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売について、出荷時から商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。なお、商品の販売に伴い、ネットワーク構築等の工事を行う場合がありますが、当該工事契約については取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。他社が運営するモールにおいて商品の販売時に顧客に付与するポイント（他社ポイント）については、当社グループがポイント運営会社のために回収した金額であるため、取引価格から減額しております。また、リベートを付して販売している場合は、当該リベートは取引価格から減額しております。

②修理・保守サービス

修理サービスについては、無線機等の修理であり、顧客との修理契約に基づいて修理サービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、修理サービスの提供が完了した時点で充足されるため、顧客が検収した時点で収益を認識しております。保守サービスについては、当社グループの販売商品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり充足されるため、顧客との契約の期間にわたり収益を認識しております。

③無線機レンタル

レンタル契約に含まれるリースについては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

1 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	20,728	21,975
繰延税金負債	△9,941	△14,574
繰延税金資産（純額）又は繰延税金負債（純額）	10,786	7,401

2 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来減算一時差異等の解消により将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲で認識しております。繰延税金資産の回収可能性の見積りにおいては、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得、将来加算一時差異に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、主要な仮定は売上高成長率及び売上総利益率となります。売上高成長率及び売上総利益率は、需要、価格、顧客等の市場動向や将来見通し、直近の当社グループの販売実績等に基づいて決定しております。

これらの主要な仮定は将来の市場動向や技術革新、商品の調達環境の影響を受けるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、回収可能と判断される繰延税金資産の金額が変動し、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に依りて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしております。これによる連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 顧客との契約から生じた債権

受取手形、売掛金及び電子記録債権のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3 (1) 契約負債の残高等」に記載しております。

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	25,795	32,294

※3 期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって処理しております。なお、前連結会計年度末日及び当連結会計年度末日において、期末日満期手形及び電子記録債権はありません。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 収益性の低下による棚卸資産の簿価切下額

期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	124	△2,295

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料手当及び賞与	303,707	280,726
退職給付費用	8,574	8,710
支払手数料	140,209	119,971
業務委託費	127,685	181,341

※4 有形固定資産売却益の内容

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
車両運搬具	2,359	952
土地	4,906	—
計	7,265	952

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△66,439	12,087
組替調整額	—	—
税効果調整前	△66,439	12,087
税効果額	22,502	△4,446
その他有価証券評価差額金	△43,936	7,640
その他の包括利益合計	△43,936	7,640

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	685	410,315	—	411,000

(変動事由の概要)

株式分割(普通株式1株につき600株の割合で分割)による増加 410,315株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当支払金額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,966	9.65	2024年12月31日	2025年3月27日

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	411,000	—	—	411,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当支払金額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,966	9.65	2024年12月31日	2025年3月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,166	12.57	2025年12月31日	2026年3月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	918,449	773,723
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	918,449	773,723

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性及び安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行等の金融機関からの借入による方針であります。デリバティブについては、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に運転資金や、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金等については、営業部門及び財務部門が所定の手続に従って、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収遅延を適時に把握することで、回収リスクの軽減を図っております。特に金額の重要性の高いものや回収期間が長いものについては、取締役会において取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、上場株式であり、財務部門が定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務である買掛金や、借入金及び社債については、財務部門が月次単位で支払予定を把握するとともに、資金繰り計画を作成、更新して手元流動性の維持を図ることにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「短期借入金」等は、現金であること、短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。また、重要性が乏しい金融商品についても記載を省略しております。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	217,961	217,961	—
資産計	217,961	217,961	—
社債（1年内償還予定を含む）	200,000	199,350	△649
長期借入金（1年内返済予定を含む）	852,991	850,099	△2,891
負債計	1,052,991	1,049,450	△3,540

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	230,048	230,048	—
資産計	230,048	230,048	—
社債（1年内償還予定を含む）	150,000	149,248	△751
長期借入金（1年内返済予定を含む）	771,699	765,607	△6,091
負債計	921,699	914,856	△6,842

(注) 1 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	918,449	—	—	—
受取手形	3,654	—	—	—
売掛金	240,667	—	—	—
電子記録債権	785	—	—	—
合計	1,163,557	—	—	—

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	773,723	—	—	—
受取手形	260	—	—	—
売掛金	213,132	—	—	—
電子記録債権	6,343	—	—	—
合計	993,459	—	—	—

(注) 2 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
社債	50,000	150,000	—	—	—	—
長期借入金	217,332	202,252	152,172	138,061	69,632	73,542
合計	567,332	352,252	152,172	138,061	69,632	73,542

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	210,000	—	—	—	—	—
社債	150,000	—	—	—	—	—
長期借入金	245,692	195,612	175,861	79,712	34,412	40,410
合計	605,692	195,612	175,861	79,712	34,412	40,410

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	217,961	—	—	217,961
資産計	217,961	—	—	217,961

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	230,048	—	—	230,048
資産計	230,048	—	—	230,048

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	199,350	—	199,350
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	850,099	—	850,099
負債計	—	1,049,450	—	1,049,450

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	149,248	—	149,248
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	765,607	—	765,607
負債計	—	914,856	—	914,856

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	217,961	188,609	29,351
小計	217,961	188,609	29,351
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	217,961	188,609	29,351

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	230,048	188,609	41,438
小計	230,048	188,609	41,438
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	230,048	188,609	41,438

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3 減損処理を行ったその他有価証券

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。当該確定給付制度は退職一時金制度であり、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。当該退職一時金制度は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付とする方法）により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	44,971	48,055
退職給付費用	8,574	8,710
退職給付の支払額	△5,490	△2,335
退職給付に係る負債の期末残高	48,055	54,430

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	48,055	54,430
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,055	54,430
退職給付に係る負債	48,055	54,430
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,055	54,430

(3) 退職給付費用

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	8,574	8,710

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	16,276	18,898
貸倒引当金	1,776	914
未払事業税	1,348	1,379
棚卸資産評価損	1,210	433
敷金及び保証金	1,260	1,301
税務上の繰越欠損金(注)2	—	632
その他	878	225
繰延税金資産小計	22,751	23,784
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—	△632
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,023	△1,176
評価性引当額小計(注)1	△2,023	△1,808
繰延税金資産合計	20,728	21,975
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△9,941	△14,387
その他	—	△187
繰延税金負債合計	△9,941	△14,574
繰延税金資産純額又は繰延税金負債純額	10,786	7,401

(注)1 評価性引当額に重要な変動はありません。

(注)2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	632	632
評価性引当額	—	—	—	—	—	△632	△632
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	—	33.9
(調整)		
住民税均等割	—	3.9
評価性引当額の増減	—	△0.3
軽減税率適用による影響	—	△0.9
その他	—	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	36.3

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.9%から34.7%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
商品の販売	2,037,209	2,031,015
修理・保守サービス	42,460	37,340
顧客との契約から生じる収益	2,079,669	2,068,355
その他の収益(注)	273,330	328,888
外部顧客への売上高	2,352,999	2,397,244

(注)「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の範囲に含まれる無線機レンタルの収益であります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	222,665	245,108
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	245,108	219,735
契約負債(期首残高)	3,449	3,731
契約負債(期末残高)	3,731	3,152

契約負債は、主に商品の販売に関する顧客からの前受金、保守サービスに関する顧客からの前受収益であり、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、契約負債の残高に重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、1年超の契約について重要なものではありません。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、無線機関連事業を単一の報告セグメントとしているため記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	秋田 正人	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接86.8	債務被保証	不動産賃貸借契約に 対する債務被保証 (注)	13,737	—	—

(注) 当社は、不動産賃貸借契約に基づく債務について保証を受けております。保証料の支払は行っておりません。取引金額には、当該被保証債務に係る賃借料等を記載しております。なお、連結決算日現在ではすべて解消しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	1,271.82円	1,406.51円
1株当たり当期純利益	129.56円	125.75円

- (注) 1 2024年5月30日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月11日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	53,248	51,684
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	53,248	51,684
普通株式の期中平均株式数(株)	411,000	411,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
ウェッジ株式会社	第4回無担保社債	2021年 10月25日	50,000	50,000 (50,000)	0.4	無担保	2026年10月23日
〃	第5回無担保社債	2021年 11月26日	100,000	100,000 (100,000)	0.3	無担保	2026年11月26日
〃	第6回無担保社債	2022年 2月25日	50,000	—	0.4	無担保	2025年2月25日
合計	—	—	200,000	150,000 (150,000)	—	—	—

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
150,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	210,000	1.0	—
1年以内に返済予定の長期借入金	217,332	245,692	0.9	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	635,659	526,007	0.9	2026年1月5日～ 2032年12月6日
合計	1,152,991	981,699	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	195,612	175,861	79,712	34,412

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	—
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 — 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 公告掲載はURL https://www.aaa-wedge.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月31日

ウェッジ株式会社
取締役会 御中

ひかり監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 小寺 雄二
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩永 憲秀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウェッジ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェッジ株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上